

令和 6 年  
第 3 回多摩市議会  
定 例 会

議 員 提 出 議 案

多 摩 市 議 会

議員提出議案第3号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年10月4日

提出者	多摩市議会議員	渡辺 しんじ
賛成者	同	おにづか こずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組みが進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、すべての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取り組みを求める。

### 記

- 1 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

多摩市議会議長　三階道雄

国土交通大臣　　殿  
経済産業大臣　　殿

議員提出議案第4号

在日米軍人・軍属による事件・事故の発生時における  
地元自治体への周知徹底を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により  
別紙のとおり提出する。

令和6年10月4日

提出者	多摩市議会議員	いちち 恒子
賛成者	同	おにづか こずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 在日米軍人・軍属による事件・事故の発生時における 地元自治体への周知徹底を求める意見書

沖縄県嘉手納基地所属の米空軍兵が、昨年12月24日、16歳未満の少女を誘拐し性的暴行を加えたとして、今年3月27日、那覇地検により、わいせつ目的及び不同意性交等罪で起訴された。ところが政府はこの事件について掌握しながら、沖縄県に対して通知をしておらず、沖縄県民は6月25日の新聞報道を通じて初めて本事件を知ることとなった。

沖縄県では米兵・軍属らによる犯罪が繰り返されており、1995年には12歳の少女への暴行事件をきっかけに県を揺るがす怒りの県民大会が開催された。これを背景に1997年には日米合同委員会において、「事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限とするため、在日米軍に係る事件・事故の発生の情報を、日本側及び地域社会に対して正確かつ直ちに提供することが重要であると認識する」という内容の文書が合意され、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が定められた。これは日米が守るべき新たな通報ルールと認識される。

しかし、冒頭に記した事件においてはこのルールが守られず、通報経路が途中で絶たれることにより、合意文書の重要な目的である「地域社会への事件発生の伝達」が果たされなかつた。こうした状況は沖縄県に留まらず、東京都、神奈川県、青森県、山口県、福岡県、長崎県においても、米軍関係者が不同意性交等罪や不同意わいせつ罪の疑い等で書類送検及び逮捕された事件が、地元自治体に知らされていなかつたことが、今回の問題を通して明らかになつた。これは、市内の一帯をレクリエーション施設として在日米軍に提供している本市としても看過できない問題である。

市民の安心と安全、人権と尊厳を守るべき地方公共団体の立場から、在日米軍人・軍属による性犯罪に怒りをもつて厳重抗議するとともに、地方自治の理念に基づき下記の事項の徹底、実現を強く求める。

### 記

- 1 1997年の日米政府の合意文書の趣旨と合意に至つた経緯を再認識し、在日米軍人・軍属に係る事件・事故の発生の情報を、通報手続に従つて地元自治体にすみやかに提供すること。
  - 2 国は、日米政府が被害者に謝罪と充分な補償を遅滞なく行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議會議長 三階道雄

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣總理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
外務大臣 殿  
防衛大臣 殿  
警察庁長官 殿